

原 案

第2次芦屋市配偶者等からの暴力対策
基本計画
(第2次芦屋市DV対策基本計画)

平成30（2018）年3月
芦屋市

はじめに



このたび、第2次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画
(第2次芦屋市DV対策基本計画)が策定の運びとなりました。

本計画の策定に当たり、御尽力いただきました、芦屋市男女
共同参画推進審議会の皆さんをはじめ、貴重な御意見、御提言を
いただきました多くの皆さんに、心から御礼を申し上げます。

配偶者等からの暴力(DV)は、犯罪となる行為を含む、決して許されない行為です。
被害者の多くが女性である背景には、性別による固定的な役割分担意識や経済格差等、
社会的な課題があると言われています。

一人ひとりが尊重され、男女が対等に社会に参画をし、共に役割や責任を分かち合える
社会を実現するためには、個人の尊厳を守り、あらゆる暴力を防止し、誰もが安心して
暮らせる社会を築いていく必要があります。

芦屋市では、平成21年4月に「芦屋市男女共同参画推進条例」を、平成23年3月
に「芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画(芦屋市DV対策基本計画)」を策定しました。
平成23年11月には「芦屋市配偶者暴力相談支援センター(以下「芦屋市DV相
談室」という。)」を開設して、相談や保護、自立支援等に取り組んでまいりました。

今後は、この計画に基づき「芦屋市DV被害者支援ネットワーク会議」をはじめ、幅
広い関係機関と連携しながら、施策を推進し、DVについての啓発・教育や相談体制の
充実、暴力を容認しない社会環境づくりや被害の防止、被害者の安全確保や自立支援に、
一層取り組み、被害者の立場に立った支援を進めてまいります。

平成30(2018)年3月

芦屋市長 山中 健

芦屋市民憲章

昭和39（1964）年5月

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもつて、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- わたくしたち芦屋市民は、
文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- わたくしたち芦屋市民は、
自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- わたくしたち芦屋市民は、
青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- わたくしたち芦屋市民は、
健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- わたくしたち芦屋市民は、
災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

目 次

第1章 計画の策定に当たって

1 国・県の動向	3
2 本市の取組・課題	4
3 計画策定の趣旨	5
4 DVとは?	6

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本方針	11
2 計画の基本的な視点	11
3 計画の位置付け	11
4 計画の期間・進行管理	12
5 基本目標	12
6 計画の体系	13

第3章 施策の展開

基本目標1 啓発・教育の充実	17
基本目標2 相談体制の充実	28
基本目標3 被害者の安全確保	30
基本目標4 被害者の自立支援	32
数値目標	36

資料編

1 「第2次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画」の策定経過	41
2 芦屋市男女共同参画推進審議会委員名簿	42
3 芦屋市男女共同参画推進本部設置要綱	43
4 芦屋市男女共同参画推進本部員名簿	44
5 芦屋市男女共同参画推進本部幹事会委員名簿	45
6 芦屋市男女共同参画推進条例	46
7 男女共同参画社会基本法	48
8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	51
9 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針(概要)	59
10 用語説明(50音順)	64
11 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する年表	65

第 1 章

計画の策定に当たって

1 国・県の動向

平成13年4月、DVに係る通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備することにより、DVの防止及び被害者の保護を図ることを目的として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）」が制定されました。平成16年の法改正により、精神的な暴力もDVと位置付けられたほか、元配偶者や被害者の子どもも保護命令^{*}の対象となるなど、保護命令制度が拡充されました。平成20年1月に施行された改正法では、保護命令制度が更に拡充されたほか、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（基本方針^{**}）」に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、基本計画^{***}を策定することが市町村の努力義務に位置付けられました。平成25年6月には、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及び当該暴力を受けた者についても、配偶者からの暴力及び被害者に準じて、法の適用対象とすることを内容とし、法律の題名を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改めました。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策の現状として、都道府県基本計画・市町村基本計画の策定数や配偶者暴力相談支援センターの設置件数は増加しており、配偶者暴力相談支援センター等で受け付けた相談の件数も、年々増加傾向にあります。

基本方針では、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る必要があるとしています。また、国民ひとりひとりが、配偶者からの暴力は身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、配偶者からの暴力を容認しない社会の実現に向け、積極的に取り組んでいくことが必要であるとしています。

兵庫県では、平成18年4月に、被害者の安全を確保するとともに、被害者が自らの意思で生活基盤を回復できるよう支援することを基本として、被害の予防、被害者の早期発見、相談、保護、自立支援、支援体制の整備を柱とする各般の施策を総合的に推進するため、「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」を策定し、DV防止法の改正法が平成20年1月11日に施行され、これに伴い、基本方針が改定されたことを踏まえ、平成21年4月に計画の改定（第2次計画）を行いました。また、平成26年4月に第2次計画の期間が満了したことから、計画名を「兵庫県DV防止・被害者保護計画」と改称し、第3次計画として改定を行い、DV対策を推進しています。

※基本方針：基本方針は、全国あまねく適切に施策が実施されるようにする観点から、法や制度の概要に触れつつ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策についての基本的な方針を示したものであり、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となる。

※基本計画（DV防止法第2条の3第3項）：市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

保護命令

配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫によってその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きい場合に、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者（事実婚の者及び元配偶者を含む。）に対し、被害者への接近等の禁止や被害者と共に生活する住居からの退去等を命令する制度。命令には、「接近禁止命令」「退去命令」「電話等禁止命令」がある。

2 本市の取組・課題

本市では、平成15年3月に「第2次芦屋市男女共同参画行動計画ヴィザス・プラン」を策定し、基本課題の一つに「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を位置付けました。

そして、この計画に基づき、女性に対する暴力を根絶するための基盤づくりとして、啓発活動などによる意識づくりや相談体制の充実、関係機関等との連携による被害者に対する適切な対応と自立の支援に努めてきました。

DV防止リーフレット等による意識づくりの啓発、警察等との協働による街頭キャンペーンなどの啓発活動、また、相談体制の整備として、DV相談の充実や母子父子自立支援員*による生活相談などによる取組を進めてきました。また、相談窓口の充実のために関係窓口の連絡会を開催し、連携強化に努めてきました。

平成23年3月に、DVが重大な人権侵害であるとの認識に立ち、被害者の保護と自立支援を図るため、「芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画（芦屋市DV対策基本計画）」を策定しました。

芦屋市DV相談室*などの相談機能の充実、緊急時における一時保護等の被害者の安全確保、被害者が安定した生活を取り戻すための自立支援、暴力は明らかな人権侵害であるとの認識や理解を広げるための啓発・教育の推進、被害者支援のための関係機関の連携、人材育成に関する取組を進めてきました。

平成23年11月に芦屋市DV相談室を設置し、DV被害者の相談や自立支援などに取り組んできました。また、DV被害者支援は芦屋市DV相談室で全て対応できるものではなく、関係機関との連携が不可欠であるため、芦屋市DV被害者支援ネットワーク会議を平成23年8月に設置し、関係機関等の相互の連携体制や情報交換体制を整備しました。芦屋市ネットワーク会議は外部の関係機関として、設置当初から芦屋健康福祉事務所、平成27年2月には芦屋警察署、平成29年3月には芦屋市医師会が構成員となり、DV被害者支援や関係機関の連携に取り組んできました。DV被害に係る相談体制や関係機関との連携による安全確保・自立支援については、府内においてDV被害者を発見した場合の通報体制の確立や必要な情報提供を行う連携体制を整備しました。

府外の関係機関との連携については、県関係機関や民間支援団体等の関係機関との連携を基本目標に掲げてきましたが、芦屋健康福祉事務所との具体的な連携や、民間支援団体との連携・支援にはまだ課題があります。前計画では、関係機関の連携が基本目標となっていましたが、被害者の安全確保や自立支援において関係機関と連携して被害者支援に取り組む必要があるため、本計画では基本目標とするのではなく、基本目標3「被害者の安全確保」や基本目標4「被害者の自立支援」において関係機関との連携を進めます。

DV被害に係る相談体制や関係機関との連携による安全確保・自立支援については、DV被害者を発見した場合の通報体制が整い、必要な情報提供を行っています。しかし、DVは潜在していることが多い、既婚者のうち4人に1人が何らかの暴力を受けている、また10人に1人が何度も暴力を受けている現状からみると、芦屋市においても、いまだ暴力に耐えている被害者がいることは十分推測できます。そのため、啓発においては、今後も府内だけでなく、府外の関係機関との協力を得て、一層の取組が必要と考えます。相談業務においても、被害者が相談の時期を逸しないよう、週3日から週5日に相談日を拡充して、継続的に実施します。

また、被害者の早期発見のために、市職員をはじめ医療関係者、保育・教育関係者、福祉関係者への周知の徹底を図っていくことも必要です。更に、被害者が加害者から逃れた後、心身の健康を保持しつつ自立した生活を始められるまでの中長期的な支援までも視野に入れなければなりません。また、今後の社会を担う若者や子どもたちへのアプローチは必須です。若者たちには、被害者にも加害者にもならないための取組、面前DVを経験した子どもたちのメンタルヘルスや親子関係への支援については、健やかに生きる権利を行使できるような施策が望まれています。

母子父子自立支援員

母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定により、福祉事務所において母子家庭・寡婦及び父子家庭の生活上の悩みや貸付金などの相談に応じ、自立に必要な指導にあたる。

配偶者暴力相談支援センター

DV被害者支援の中心的な役割を果たす機関。相談や相談機関の紹介、保護命令制度の利用など情報提供等を行う。DV防止法により、都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設がその機能を果たしている。また、市町村は適切な施設において、支援センターの機能を果たすよう努めるものとされている。

3 計画策定の趣旨

今回の計画策定に当たっては、前計画を平成23年3月に策定し、配偶者等からの暴力について施策の推進に取り組んできましたが、前述のとおり、庁外の関係機関との連携体制の整備が遅れている現状が課題となっています。

また、平成28年8月に実施しました芦屋市男女共同参画に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）では、DV被害者のおよそ半数がどこ（誰）にも相談をしておらず、残りの半数近くが友人・知人や家族・親戚に相談し、芦屋市DV相談室などの公的機関へ相談をしていないという結果となりました。市民にDVについての啓発や講座を行い、DVについての理解や芦屋市DV相談室などの公的機関の周知が必要です。

DVは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、DVについての啓発や次世代にDVを残さない教育を重点的に進め、DVについて理解を進めていきます。また、被害者を支援するために相談体制、被害者の安全確保や自立支援について体制の強化に取り組みます。

このような課題を基に、前計画から強化すべきところを、順に基本目標に掲げました。関係機関の連携や人材の育成については、全ての目標に必要であるため、それぞれの基本課題や具体的施策に盛り込んだ計画としています。

4 DVとは？

配偶者等からの暴力※（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVは、被害者の生命や身体、精神的にも重大な危害を与え、また、被害者のみならず、養護する子どもの心身の成長や人格の形成にも深刻な影響を与える、児童虐待ともなる行為です。

DVの形態は様々です。「暴力」といっても様々な形態が存在します。これらの様々な形態の暴力は単独で起きることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。また、ある行為が複数の形態に該当する場合もあります。

【DVの形態】

(1) 身体的なもの

なぐったりけったりするなど、直接何らかの有形力を行使するもの

刑法第204条の傷害や第208条の暴行に該当する違法な行為であり、たとえそれが配偶者間で行われたとしても処罰の対象になります。

- ・ 平手でうつ
- ・ 足でける
- ・ 身体を傷つける可能性のある物でなぐる
- ・ げんこつでなぐる
- ・ 刃物などの凶器をからだにつきつける
- ・ 髪をひっぱる
- ・ 首をしめる
- ・ 腕をねじる
- ・ 引きずりまわす
- ・ 物をなげつける

(2) 精神的なもの

心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの

精神的な暴力については、その結果、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に至るなど、刑法上の傷害とみなされるほどの精神障がいに至れば、刑法上の傷害罪として処罰されることもあります。

- ・ 大声でどなる
- ・ 「誰のおかげで生活できるんだ」「かいじょうなし」などと言う
- ・ 実家や友人とつきあうのを制限したり、電話や手紙を細かくチェックしたりする
- ・ 何を言っても無視して口をきかない
- ・ 人の前でバカにしたり、命令するような口調でものを言ったりする
- ・ 大切にしているものをこわしたり、捨てたりする
- ・ 生活費を渡さない
- ・ 外で働くなと言ったり、仕事を辞めさせたりする

- ・子どもに危害を加えると言っておどす
- ・なぐるそぶりや、物をなげつけるふりをして、おどかす

(3) 性的なもの

嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといったもの。夫婦間の性交であっても、刑法第177条の強制性交等罪に当たる場合があります（夫婦だからといって、暴行・脅迫を用いた性交が許されるわけではありません）。

- ・見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
- ・いやがっているのに性行為を強要する
- ・中絶を強要する
- ・避妊に協力しない

（注：例示した行為は、相談の対象となり得るものと記載したものであり、全てが配偶者暴力防止法第1条の「配偶者からの暴力」に該当するとは限りません。）

DV防止法においては、被害者を女性には限定していません。しかし、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合、女性です。その背景には、性別による固定的な役割分担意識*や男女の経済的格差などの社会構造的な問題があると言われています。DVは、家庭内で起きるため、被害が外から見えにくく、また、被害者が我慢したり相談を躊躇したりするため、被害が潜在化され、その結果、被害が深刻化しやすいという特性があります。被害者の生命や心身に重大な危害を生じる危険性があるにもかかわらず、家庭内の問題に外から介入するべきではないという考え方や、被害者に非があるから暴力をふるわれるのではないかといった周囲の無理解が、被害を一層潜在化、深刻化させてきました。このことは、個人の尊厳を害するものであり、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。

※

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

第1条：配偶者からの暴力

この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受けれる身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

本計画においては、この法律に規定する配偶者等からの暴力のほか、交際相手からの暴力も計画の対象とします。

性別による固定的な役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと

第 2 章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本方針

基本方針

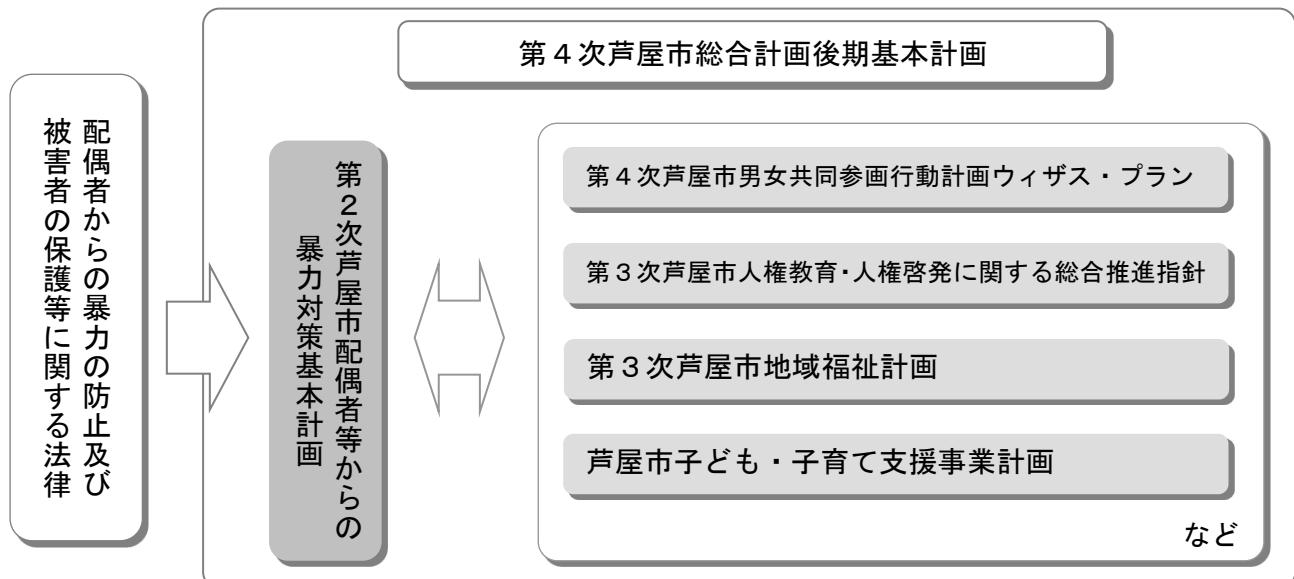
配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとの認識に立ち、DVについての正しい理解を進め、暴力を容認しない社会環境づくりや被害の防止、幅広い関係機関の連携の下、相談体制を充実し、被害者の早期発見・安全確保を図り、被害者の立場に立った切れ目のない支援の実現を目指します。

2 計画の基本的な視点

- (1) DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。
- (2) DVが行われている家庭の子どもや親族も被害者です。
- (3) DVは、被害者だけでなくその子どもや家族の心身や健康に有害な影響を及ぼすものです。
- (4) DVの防止、被害者の適切な保護及び自立支援は、国及び地方公共団体の責務です。
- (5) 被害者の支援に当たっては、被害者の意思を尊重し、被害者の立場に立った切れ目のない支援を行うことが必要です。
- (6) 被害者の支援に当たっては、国、県、市町村の関係機関、その他の関係機関の相互連携と協力が必要です。
- (7) DVは身近にある重大な人権侵害であることをひとりひとりが理解し、DVを容認しない社会をつくることが必要です。

3 計画の位置付け

この計画は、DV防止法第2条の3第3項に基づく市町村基本計画とします。国の「基本方針」に即し、かつ、「兵庫県DV防止・被害者保護計画」を勘案し、本市が取り組むべきDV施策の方向を示します。また、本計画の策定に当たっては、第4次芦屋市総合計画や関連の分野別計画との整合、連携を図ります。



4 計画の期間・進行管理

本計画は、平成30（2018）年4月から平成35（2023）年3月までの5年間を計画期間とします。

毎年、男女共同参画推進審議会において、計画の実績報告と実施計画をまとめた、進行管理調書について報告し、調査審議の上、進行管理を行い、公表します。

次期計画に向けて、本計画の見直しを行うとともに、計画期間中に法律及び基本方針の改正等により新たに盛り込むべき事項が生じた場合についても、必要に応じ見直しを行います。

5 基本目標

（1）啓発・教育の推進

DVを根絶する社会を実現するためには、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、DVが配偶者や元配偶者等との間で起きる個人の問題ではなく、社会全体の問題であるということを、広く理解を促すことが必要です。DVという言葉は多くの市民に知られていますが、正しい理解には至らない場合があります。あらゆる機会を通じてDVが人権侵害であるという意識を醸成するための広報・啓発活動を展開します。

また、住民にとって最も身近な行政主体である市の窓口において、関係者が被害を発見した場合は、被害者が安心して相談できるよう適切な情報提供を図るように、市職員への啓発が必要です。

未然防止の観点から、学校等において次世代にDVを残さないための啓発・教育や教職員等にはDV被害者と同伴する子どもへ対応する場合があるため、DVに関する研修を実施します。

（2）相談体制の充実

被害者が安心して相談できるよう、芦屋市DV相談室を設置し、相談体制を整備しています。相談体制を更に充実するために、研修への参加やスーパービジョンなど婦人相談員の資質向上を図ります。

被害者は女性ばかりでなく、高齢者、障がいのある人、在住外国人、男性の場合もあります。また、DVを目撃した子どもへの影響は深刻です。様々な関係課、機関と連携するため、芦屋市DV被害者支援ネットワーク会議を整備しています。DV被害者支援では府内だけでなく、府外関係機関との連携が必要となります。府外関係機関や民間支援団体との連携を進めます。

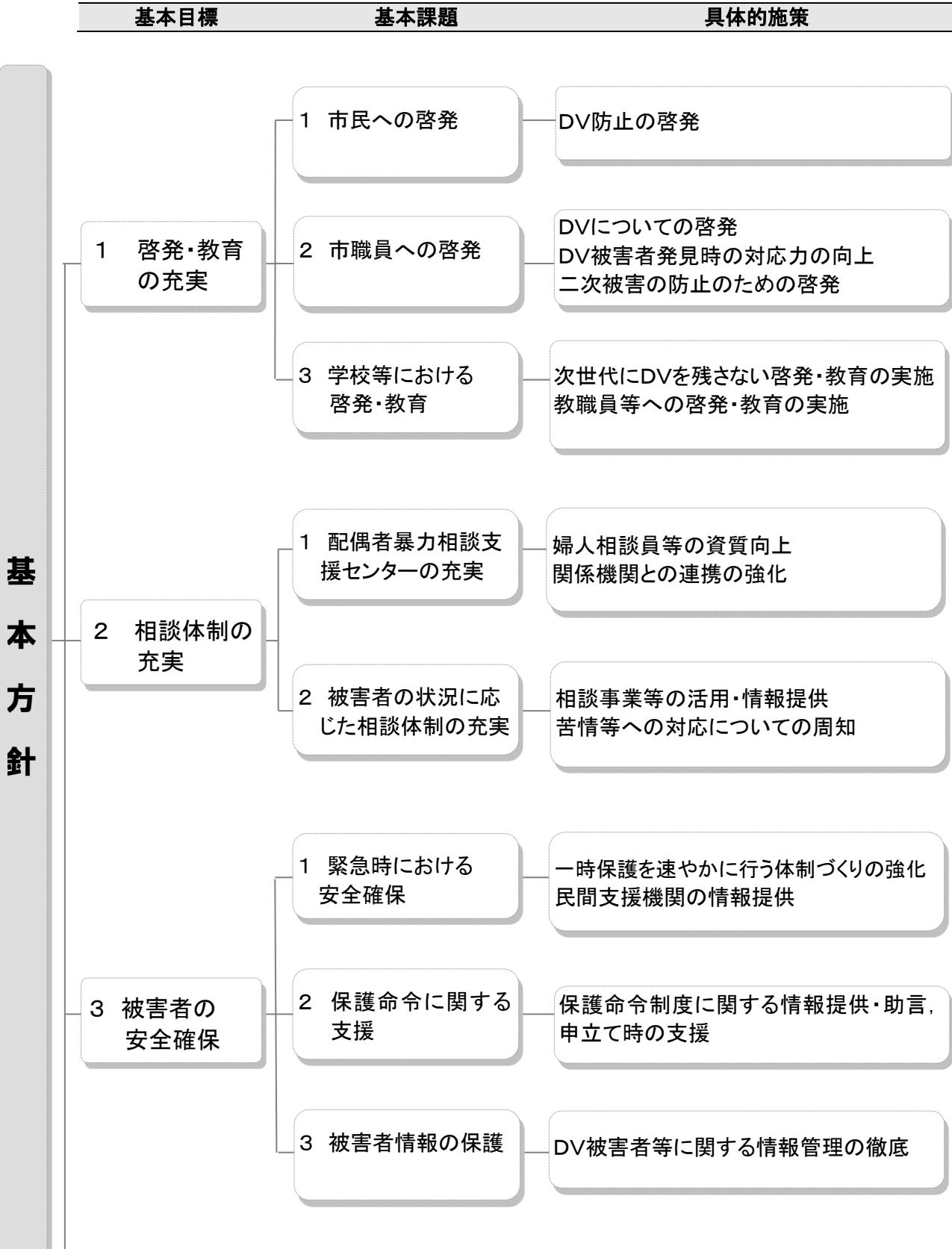
（3）被害者の安全確保

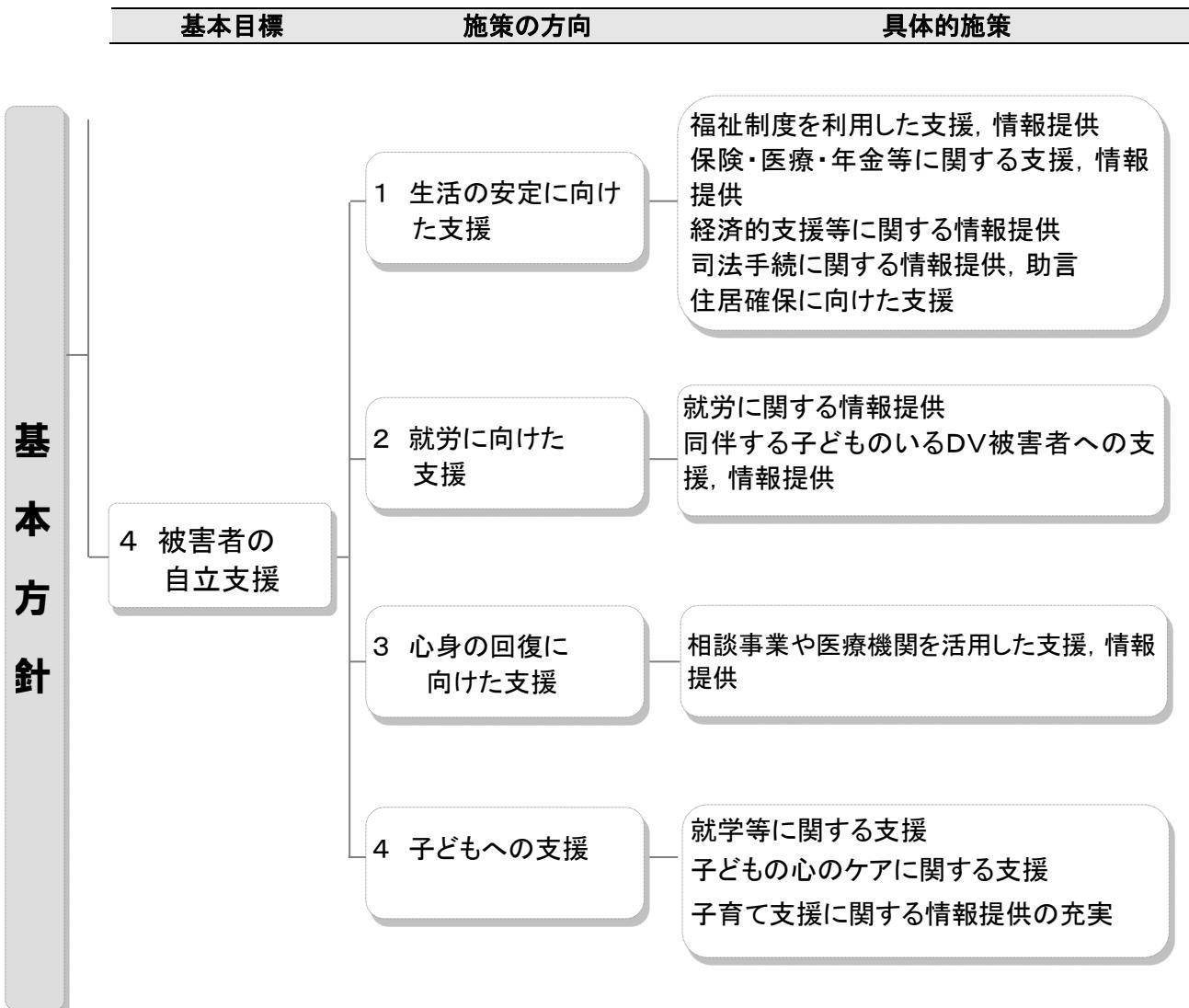
被害者を早期に発見し、子育て推進課や警察などの関係機関と連携して、緊急時における被害者及びその同伴する子ども等の安全を確保する役割を的確に果たせるよう、関係機関の連携・協力に一層取り組みます。被害者の状況に応じて県の一時保護施設への入所につなぐ同行支援を行う体制を強化します。

（4）被害者の自立支援

被害者が自立した生活を営むことができるためには中長期的支援が必要となります。住居確保や就労など生活安定に向け、適切な情報提供を行うとともに、被害者の立場に立った切れ目のない支援に向け、関係機関をつなぎ、緊密に連携する体制を強化します。

6 計画の体系





第3章

施策の展開

本章での次の言葉について

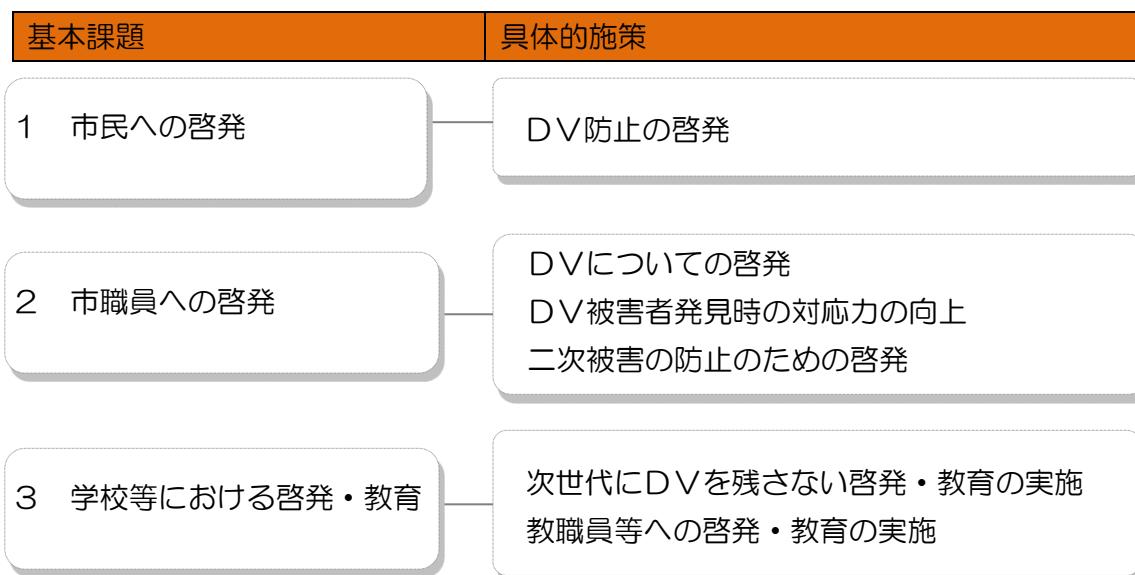
- ・「ワークショップから出た意見」とは

第2次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画（第2次芦屋市DV対策基本計画）策定に係るワークショップ（平成29年7月）での意見をさします。

- ・「市民意識調査、職員意識調査」とは

芦屋市男女共同参画に関する市民意識調査、職員意識調査（平成28年8月）の調査結果をさします。

基本目標1 啓発・教育の充実



基本課題1 市民への啓発

DVは、家庭内で起きるため、被害が外から見えにくく、また、被害者が我慢したり相談を躊躇するなど、被害が潜在化し、その結果、被害が深刻化しやすいという特性があります。DVの啓発は、市民自ら（DV被害者を含む）がDV被害に気づいたり、家族や友人などの身近な人のDV被害を発見するために重要です。

平成28年度に実施した「芦屋市男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「平成28年度市民意識調査」という。）では、DV被害や相談の実態、今後の取組の方向性などが明らかになり、啓発・教育に関しては次の2つの課題が挙げられます。

課題① 配偶者暴力相談支援センターの認知度が低いため、DV被害者の相談先となっていない。

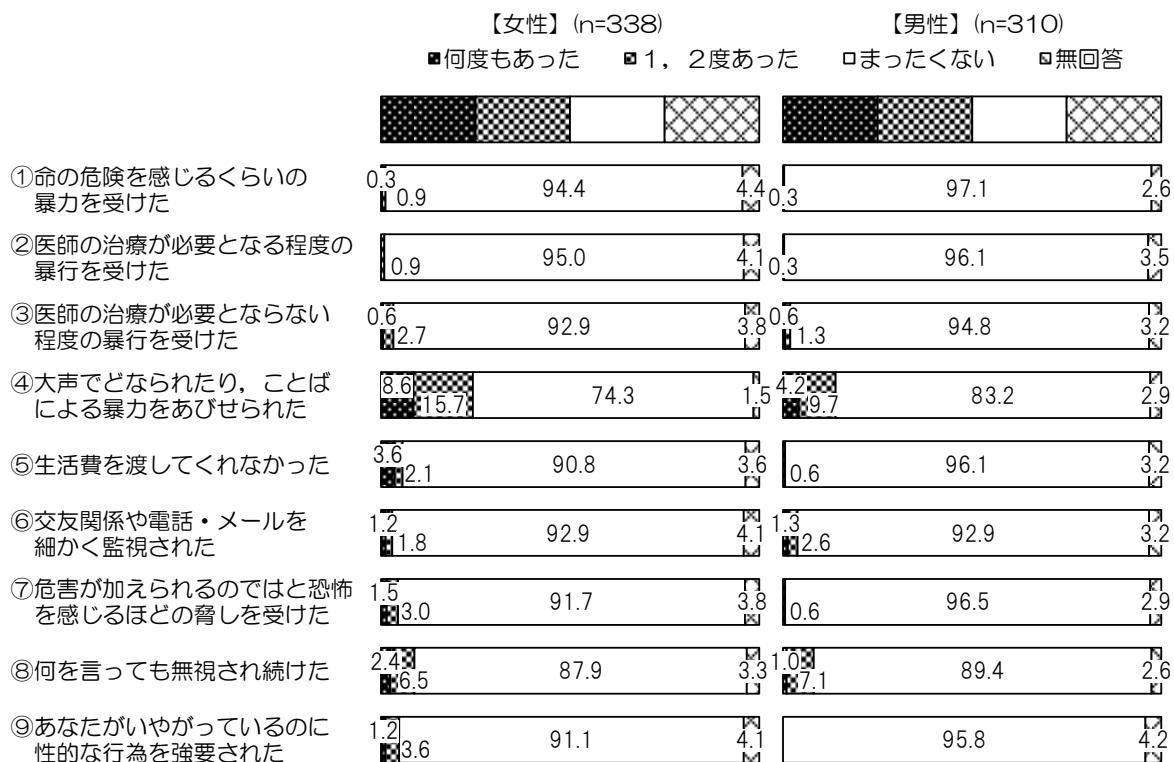
課題② 市民（DV被害者だけでなく家族・友人等）へのDVについての啓発不足

課題①を解決するために、芦屋市DV相談室の周知を広報紙やホームページ等により引き続き行います。市内公共施設の女性トイレには、相談先を掲載しているカードを配架していますが、カードの内容を変更し、市内公共施設だけではなく、多くの人が利用するスーパー・コンビニエンスストアなどに配架します。

課題②を解決するために、男女共同参画センターで、DVに関する講座を開催し、市民への啓発を行います。また、DV防止法第6条第1項では、配偶者からの暴力（身体に対する暴力に限る。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないと、規定されています。通報の努力義務などDV被害者から相談を受けた時の対応についての講座や啓発を行い、家族や友人等へ相談したDV被害者が配偶者暴力相談支援センターへつながるようにします。

具体的施策	No.	内 容	所 管
DV防止の啓発	1	芦屋市DV相談室の周知のため、広報誌やホームページ等に芦屋市DV相談室について掲載	男女共同参画推進課
	2	芦屋市DV相談室の周知のため、芦屋市DV相談室の相談カードの配架先をスーパーなど、多くの人が利用する施設へ配架	男女共同参画推進課
	3	市民へDVについて知ってもらう機会や、DV被害者から相談を受けた時の対応について、男女共同参画センターで講座を開催	男女共同参画推進課

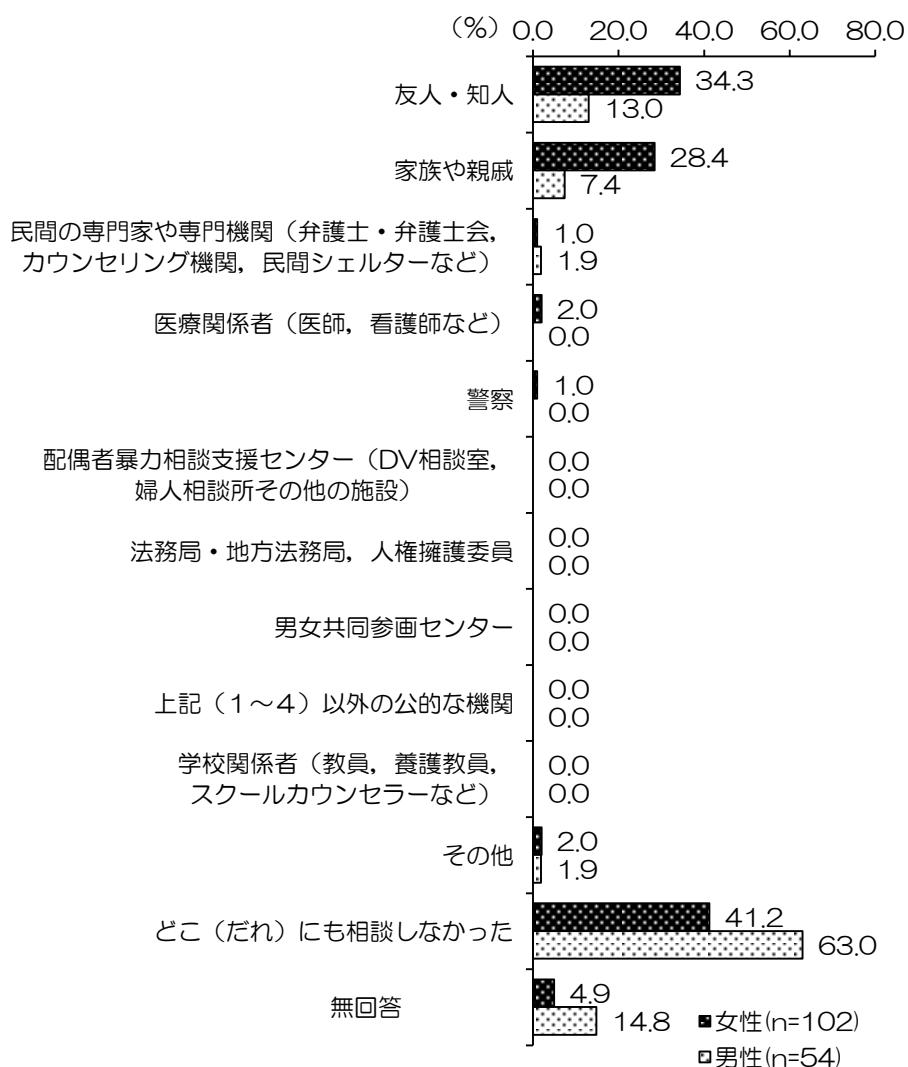
図表1 過去5年間に受けたDV被害(問26-1)



資料:「芦屋市男女共同参画に関する市民意識調査」(平成28年度)

過去5年間での配偶者からのDV経験について、「大声でどなられたり、ことばによる暴力をあびせられた」の回答で、「何度もあった」・「1, 2度あった」の割合は女性24.3%・男性13.9%で、女性の4人に1人が経験したことがあると回答しています。これは、全国調査とほぼ同数です。

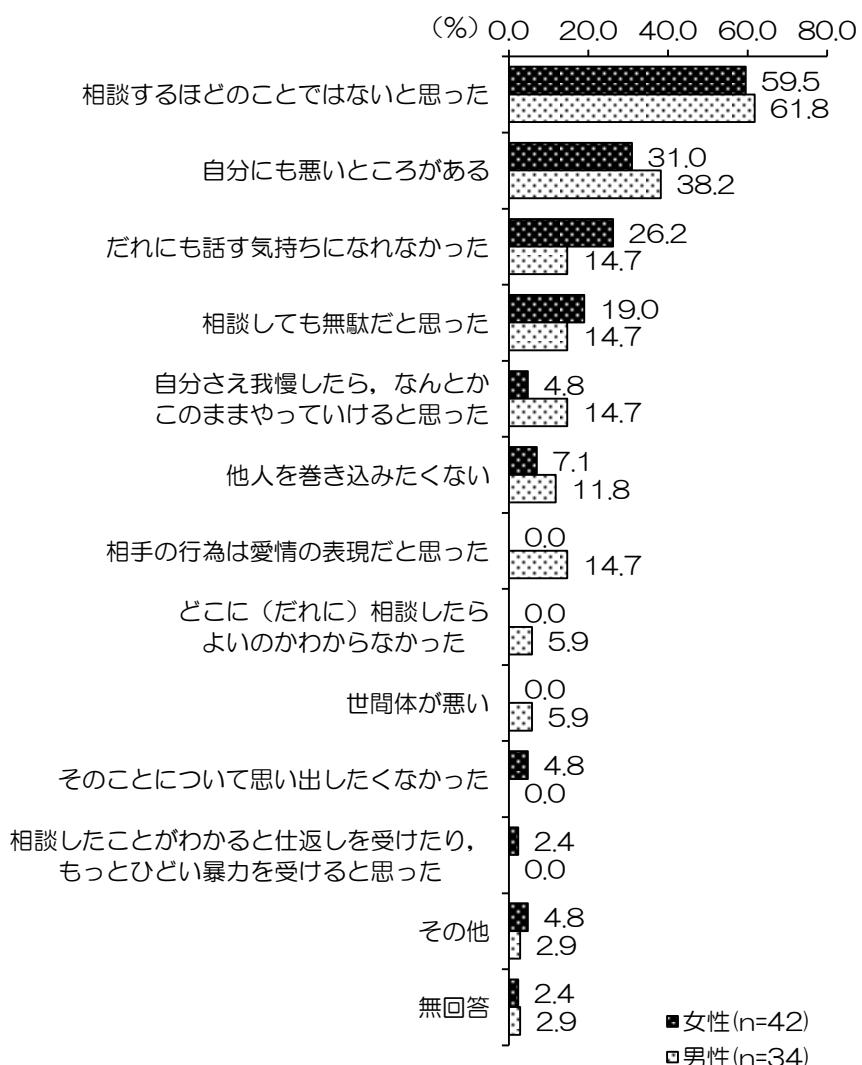
図表2 DV被害の相談先(問25-2)



資料:「芦屋市男女共同参画に関する市民意識調査」(平成28年度)

過去5年間で配偶者からのDV経験がある人の相談先として「どこ（だれ）にも相談しなかった」の割合は、女性41.2%・男性63.0%と最も多く、どこにも、だれにも相談できていない状況があります。女性の相談先として割合の高いのは、「友人・知人」(34.3%)、「家族や親戚」(28.4%)で、支援者・支援機関への相談には、ほとんどつながっていません。

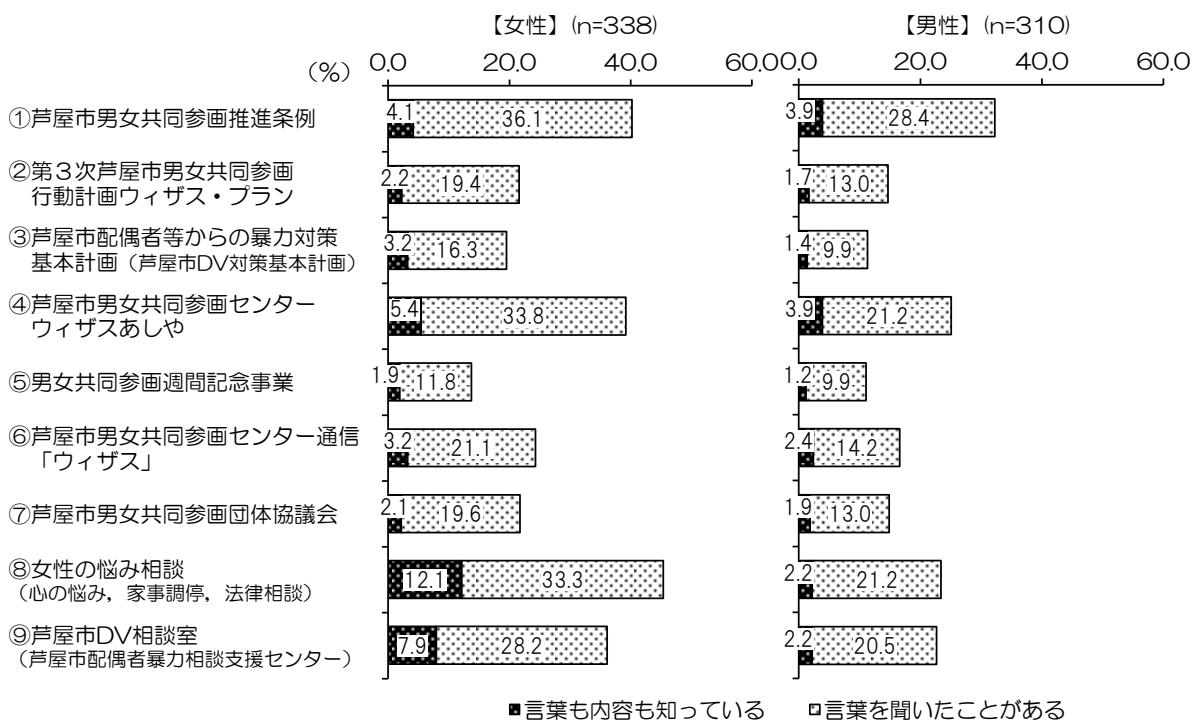
図表3 DV被害について相談しなかった理由(問25-3)



資料:「芦屋市男女共同参画に関する市民意識調査」(平成28年度)

「相談しなかった」理由としては、「相談するほどのことではないと思った」(女性59.5%・男性61.8%), 「自分にも悪いところがある」(女性31.0%・男性38.2%) が高く、DVを受けていることの理解がなされていない状況にあります。

図表4 男女共同参画社会の実現に向けた取組の認知度(問28)



資料:「芦屋市男女共同参画に関する市民意識調査」(平成28年度)

男女共同参画社会の実現に向けた取組の認知状況で「⑨芦屋市DV相談室(芦屋市配偶者暴力相談支援センター)」の回答が、「言葉も内容も知っている」(女性7.9%・男性2.2%)、「言葉を聞いたことがある」(女性28.2%・男性20.5%)となっています。

【ワークショップから出た意見】

- 「DV」がどのようなものか知らない。
- 身体的暴力だけではなくて、言葉、経済的など様々な種類があることを知る。
- 「DV」とは「支配しようとしていること」「愛情とは違う」ということを啓発する。
- 「私さえ我慢すれば」「おとなしくしていたらいい」という考え方をやめる。「DVは人権侵害である」という意識を持つ。
- DVについて相談できる場所の広報活動をする。
- 分かりやすい相談窓口を設ける。
- 「あなただけではないのだから話しても大丈夫」というメッセージを発する。
- 暴力しか知らないのがNG。表現力を豊かに。コミュニケーション能力をつける。
- 言葉でうまく気持ちを伝えるワークショップをする。
- 自尊感情を高めるワークショップをする。

基本課題2 市職員への啓発

職員意識調査の結果から見えてきた課題として、配偶者暴力相談支援センターの認知度が「言葉も内容も知っている」の割合は20%未満で低調です。また、DV被害の経験がある市職員であっても、相談先は家族や友人であり、配偶者暴力相談支援センターなどの専門相談につながっていない現状があります。

市職員が、DVに関する敏感な視点を持ち、正しい理解が進むよう、新入職員研修等やDV被害者支援ネットワーク会議専門部会での研修を行い、情報の提供についても充実します。また、府内システム（グループウェア）を活用し、DVについての啓発を行います。

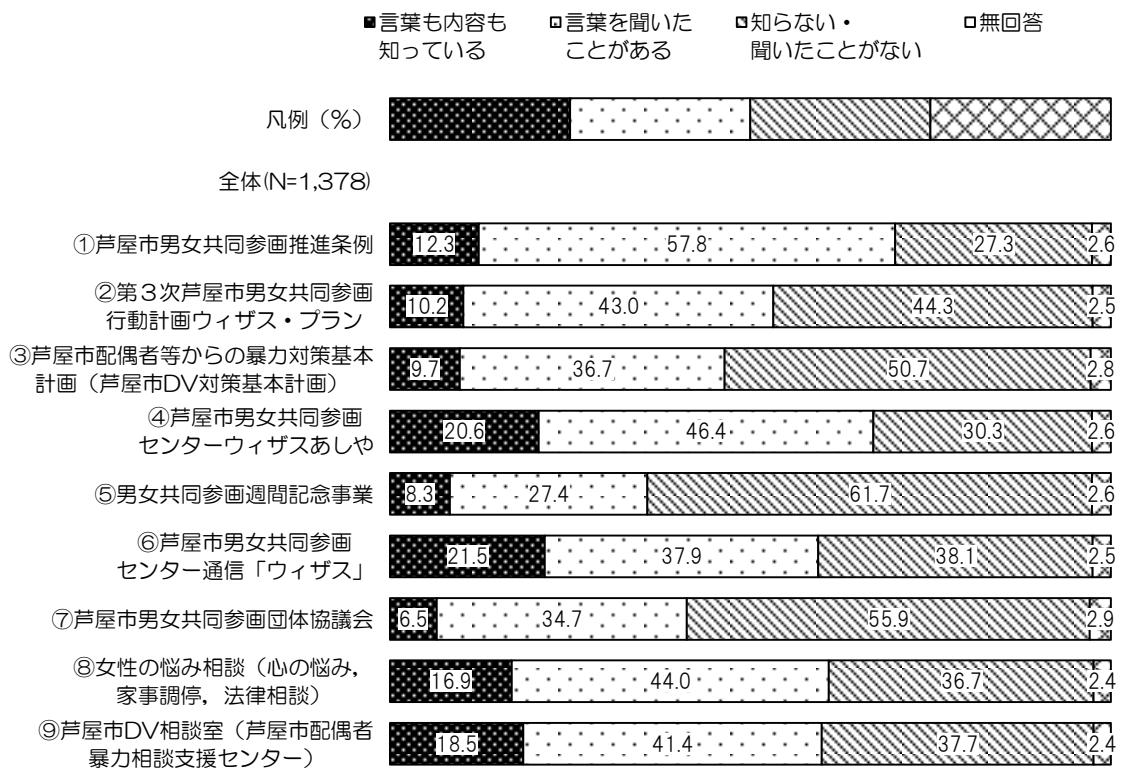
また、支援者として、市職員は、窓口などでDV被害者を発見する場合があります。発見した場合の対応・通報や被害者に対する誤った対応による二次被害*を防ぐために「配偶者からの暴力の被害者対応の手引き」を活用し、啓発を行います。

具体的施策	No.	内 容	所 管
DVについての啓発	4	窓口などでDV被害者を発見できるように、DVについての研修	男女共同参画推進課、人事課
	5	府内システム（グループウェア）を活用し、DVについての啓発	男女共同参画推進課
DV被害者発見時の対応力の向上	6	DV被害者支援マニュアルの整備	男女共同参画推進課
二次被害の防止のための啓発	7	「配偶者からの暴力の被害者対応の手引き」を活用し、DV被害者への二次被害を防止するための啓発	男女共同参画推進課

二次被害

DV被害者が、家族や友人、相談先の相談窓口、福祉窓口、調停委員、裁判所、警察等の援助機関で、援助者の固定的な性別役割分担意識や、DVへの知識不足による無理解で配慮に欠けた言動を受け、更に傷ついてしまうこと。

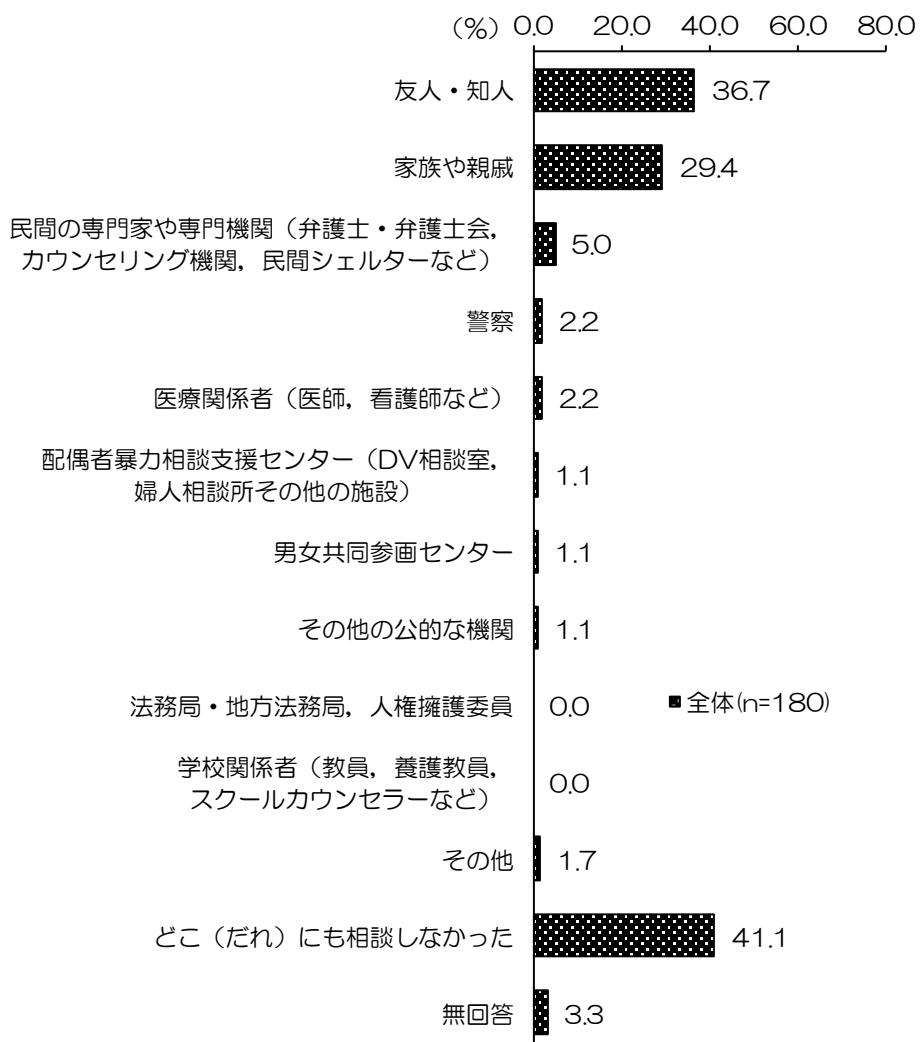
図表5 男女共同参画社会の実現に向けた取組の認知度(問28)



資料:「芦屋市男女共同参画に関する職員意識調査」(平成28年度)

男女共同参画社会の実現に向けた取組の認知状況では、「芦屋市DV相談室（芦屋市配偶者暴力相談支援センター）」についての回答は、「言葉も内容も知っている」（18.5%）・「言葉を聞いたことがある」（41.4%）を合わせて、59.9%となっています。

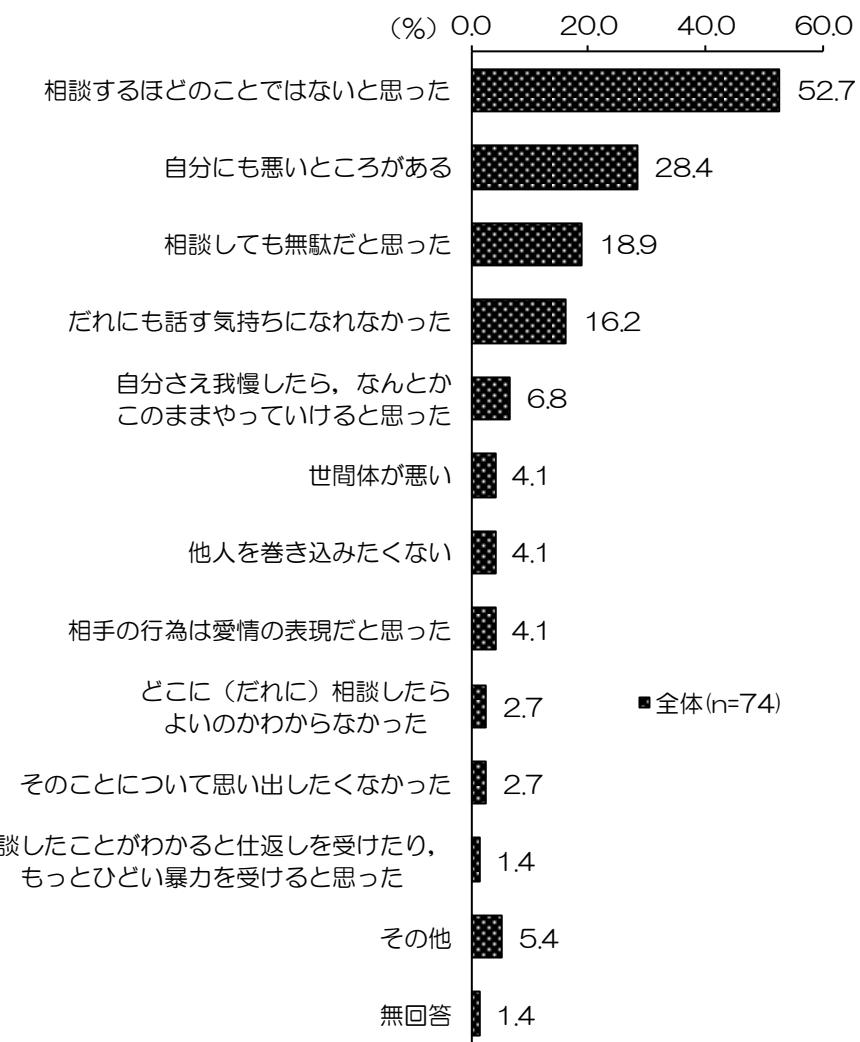
図表6 DV被害の相談先(問25-2)



資料:「芦屋市男女共同参画に関する職員意識調査」(平成28年度)

職員意識調査において、過去5年間で配偶者からのDV経験がある人の相談先としては、「どこ（だれ）にも相談しなかった」(41.1%), 「友人・知人」(36.7%), 「家族や親戚」(29.4%)といった回答が多くなっています。

図表7 DV被害を相談しなかった理由(問25-3)



資料:「芦屋市男女共同参画に関する職員意識調査」(平成28年度)

「相談しなかった」理由として、「相談するほどのことではないと思った」(52.7%), 「自分にも悪いところがある」(28.4%) が高くなっています。

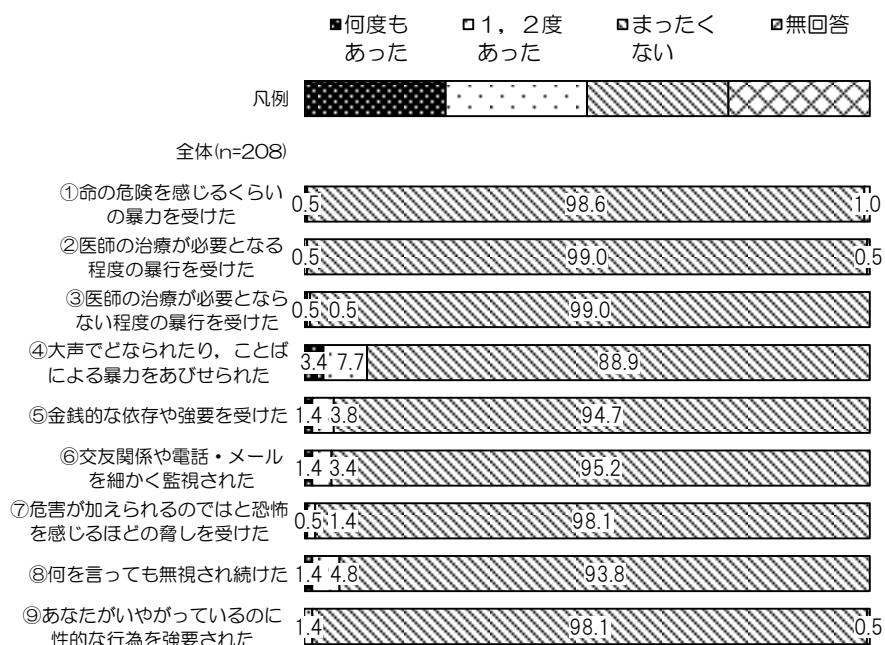
基本課題3 学校等における啓発・教育

恋人同士の間で起きるDVをデートDVといい、若年層でも起こります。デートDVは将来、深刻な夫婦間のDVにつながる可能性も高いとされています。授業でデートDVを取り上げ予防啓発を行い、DV被害者支援を行っている団体と連携して啓発講座を実施する等、学校等で予防啓発を行い、次世代にDVを残さない取組を行います。また、男女共同参画センターでDVに関する講座を開催する際に、デートDVについて啓発を行います。

教職員等においては、DV被害者と同伴する子どもに対応する場合があります。DV防止法第23条第1項において職務関係者が安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならないとされており、DVに関する知識や理解を深める研修の機会の提供をし、啓発を行います。

具体的施策	No.	内 容	所 管
次世代にDVを残さない啓発・教育の実施	8	DV被害者支援を行っている団体などに依頼し、学校等でデートDVについて予防啓発講座を実施	男女共同参画推進課、学校教育課
教職員等への啓発・教育の実施	9	職務関係者が安全の確保及び秘密の保持に、十分な配慮が必要なため、DVに関する知識や理解を深めるための研修を実施	学校教育課

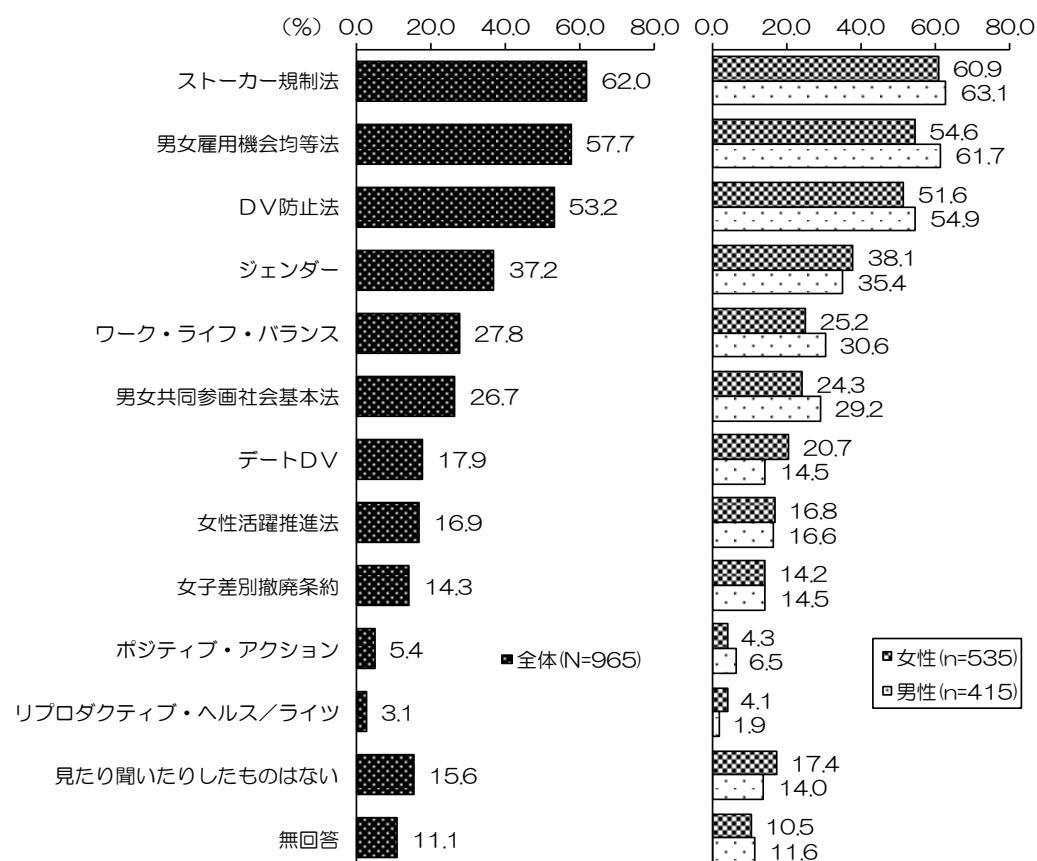
図表8 過去5年間に受けたDV被害(問26-1)



市民意識調査において、過去5年間での交際相手からのDV経験について、「大声でどなられたり、ことばによる暴力をあびせられた」の回答で、「何度もあった」・「1, 2度あった」を合わせると11.1%が経験したことがあると回答しています。

資料:「芦屋市男女共同参画に関する市民意識調査」(平成28年度)

図表9 男女共同参画に関することがらの認知度(問29)



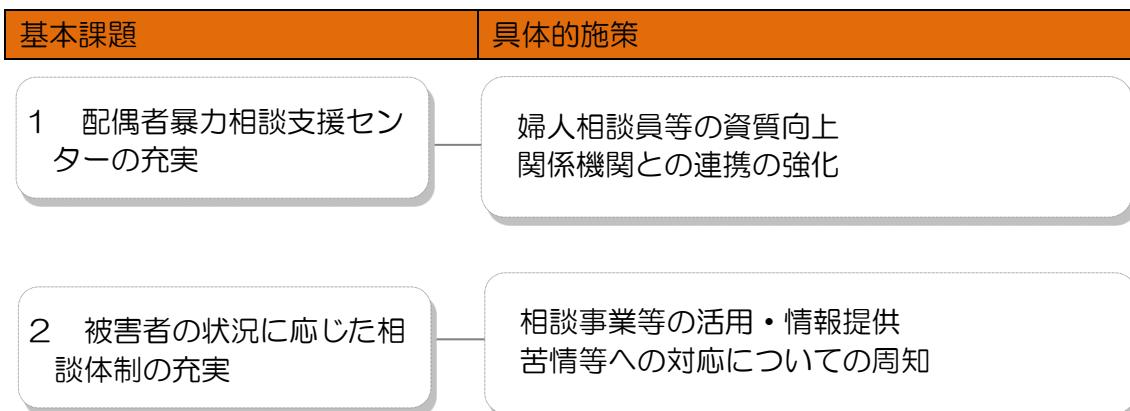
資料:「芦屋市男女共同参画に関する市民意識調査」(平成28年度)

デートDVという言葉の認知度は、女性20.7%、男性14.5%にとどまっています。

【ワークショップから出た意見】

- 幼児期から表現力を豊かにする。
- 相手の立場になって考えられる人になる教育を行う。
- 低学年から教育
- 人権感覚を養う教育
- デートDVの講習を中学校で実施する。

基本目標2 相談体制の充実



基本課題1 配偶者暴力相談支援センターの充実

平成23年11月に設置した芦屋市DV相談室では、婦人相談員*を配置し、DV被害者からの相談を受け、被害者の状況に応じた適切な情報提供や関係機関との連絡・調整等のDV被害者支援を行っています。

更に相談の充実を図るため、婦人相談員をはじめとする支援者は、兵庫県が実施する研修などへ参加して、資質の向上に努めます。

DV被害者への支援において、支援が困難なケースがあるため、婦人相談員をはじめとする支援者を対象とした、スーパービジョン*を実施します。

芦屋市DV相談室がDV被害者支援を行う際に、福祉関係機関、警察、医療機関、弁護士など関係機関との連携が必要なため、係長級を配置し調整等を行います。また、庁内関係機関、警察、健康福祉事務所や医師会で構成されている芦屋市DV被害者支援ネットワーク会議や専門部会を開催し、関係機関との連携を図ります。より充実した支援のため、兵庫県内の配偶者暴力相談支援センターと連携し、情報交換や事例検討会議を行います。

具体的施策	No.	内 容	所 管
婦人相談員等の資質向上	10	国や県などの地方公共団体が開催する研修や、民間支援団体が開催する研修への参加	DV相談室
	11	スーパービジョンの実施	DV相談室
関係機関との連携の強化	12	DV被害者支援ネットワーク会議・専門部会の開催	DV相談室

婦人相談員

壳春防止法第34条に基づき、都道府県知事又は市長の委嘱を受け、保護を必要とする女子等の発見・相談・必要な指導を行う。DV防止法により、配偶者からの暴力の被害者の相談に応じ、必要な助言・指導を行うことができるとされている。

スーパービジョン

カウンセラーなどの資質の向上のために熟練した指導者(スーパーバイザー)が示唆や助言を与えながら行う教育のこと。

基本課題2 被害者の状況に応じた相談体制の充実

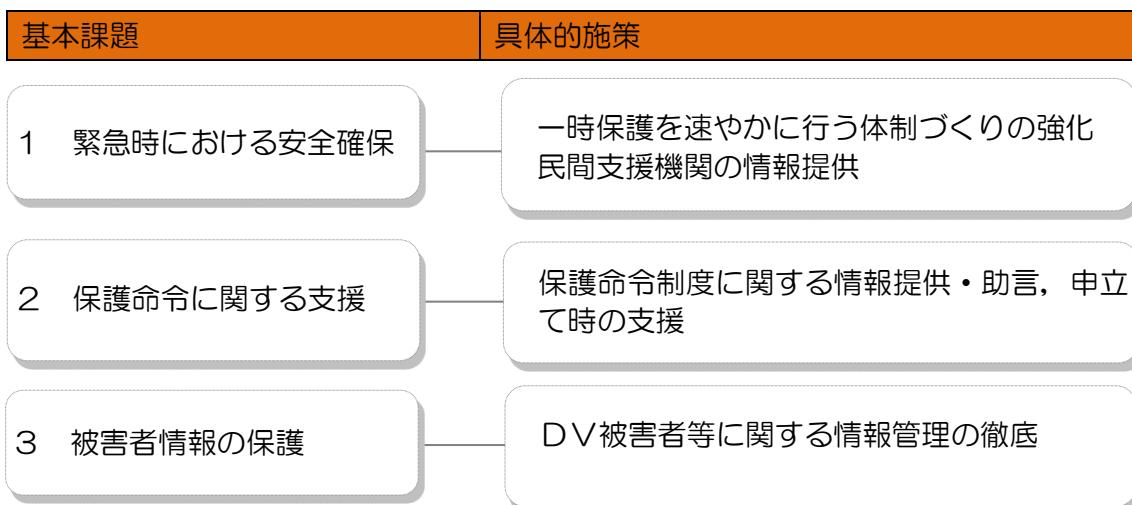
DV被害者の状況によって、専門的な相談を行う必要があります。芦屋市DV相談室では、相談はカウンセリング技術を用いながら行っていますが、DV専門のカウンセリングは実施していません。そのため、被害女性が自分の決定ができるまで、男女共同参画センターで実施している女性のための心の悩み相談などの相談事業を、活用・情報提供します。離婚・親権などの相談の場合には、男女共同参画センターで実施している女性のための家事調停相談や法律相談などを、活用・情報提供します。

高齢者、障がいのある人や日本語の不自由な外国人等に対しては、関係課や関係機関と連携や情報提供を行い、相談体制の充実を図ります。

DV被害者及び支援者からのDV対応に関する苦情の申し出については、市の公聴部門の相談窓口や男女共同参画推進条例における苦情等の申出処理制度を周知し、今後の支援につながるよう対応します。

具体的施策	No.	内 容	所 管
相談事業等の活用・情報提供	13	男女共同参画センターの女性のための相談など、状況に応じた相談先との連携・情報提供	DV相談室、お困りです課、人権推進課、広報国際交流課、男女共同参画推進課、高齢介護課、障害福祉課、生活援護課、子育て推進課、市立芦屋病院地域連携室
苦情等への対応についての周知	14	苦情等への相談窓口や、苦情等の申出処理制度利用について周知	男女共同参画推進課

基本目標3 被害者の安全確保



基本課題1 緊急時における安全確保

芦屋市DV相談室では、緊急時におけるDV被害者及びその同伴する子ども等の安全確保に努め、一時保護施設への入所につなぐ同行支援を行います。DV被害者及びその同伴する子ども等の安全確保や、一時保護施設への入所に至らない場合には、警察と連携します。

DV被害者が高齢者や障がい・疾患等のある人などの場合は、一時保護施設だけではなく、所管課と介護施設や障がい者施設等での一時保護について、連携・調整します。

福祉関係者、保育関係者、医療機関や学校関係者等は、DV被害者を発見しやすい立場にあります。パンフレット等の配布や研修を通して、DV被害者を発見した場合の連絡体制や安全確保について、連絡・調整を行います。

緊急時においてDV被害者が一時保護施設への入所を希望しない、又はできない場合には、民間支援団体*が運営する民間シェルター*等安全確保についての情報提供を行います。

具体的施策	No.	内 容	所 管
一時保護を速やかに行う体制づくりの強化	15	一時保護施設や警察などの、関係機関との連絡・調整体制の強化	DV相談室
	16	福祉等との連携による、高齢者や障がい・疾患等のある人などの、一時保護の実施。同伴する子どもへの配慮の実施	DV相談室、高齢介護課、障害福祉課、生活援護課、子育て推進課
民間支援機関の情報提供	17	DV被害者への民間シェルター等の情報提供	DV相談室

民間支援団体 DV被害者等の支援をする民間団体のこと

民間シェルター 民間団体が運営するDV被害者が緊急一時的に避難できる施設のこと

基本課題2 保護命令に関する支援

芦屋市DV相談室では、DV被害者が保護命令制度を利用できるように、保護命令制度について情報提供し、手続について助言するなど、必要な支援を行います。

DV被害者が保護命令制度を申し立てる際に、裁判所等提出書類の作成・助言、状況に応じて裁判所への同行などの必要な支援を行います。

DV被害者が自立を進める上で加害者から追跡のおそれのある場合、加害者を近づけない、加害者に居所を知られない等、安全確保のための支援をします。

具体的施策	No.	内 容	所 管
保護命令制度に関する情報提供・助言、申立て時の支援	18	保護命令制度の情報提供・助言、申立て時の支援・同行支援等	DV相談室

基本課題3 被害者情報の保護

DV被害者やストーカー被害者等の転居先情報を保護するため、加害者からの請求について閲覧等を制限する措置を講ずることができます。被害者の申立てにより、住民基本台帳の写しの交付・閲覧の制限、戸籍附票の写しの交付制限等の措置を講じ、不当な目的に利用されることがないように取り組みます。また、住民票に基づく子どもへの手当などが、子どもを同伴しているDV被害者に届かないなどの不利益な状況にならないことにも、配慮が必要です。

住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う関係所管部局において、情報管理の徹底を図ります。また、DV被害者の子どもの就学情報について、市・教育委員会・学校が連携して、情報管理の徹底を図ります。

一時保護施設等につなぐ場合、転居に伴い警察や近隣市町村等と広域的な連携を行う場合において、DV被害者の同意の上で必要な情報共有・情報管理を徹底します。

具体的施策	No.	内 容	所 管
DV被害者等に関する情報管理の徹底	19	府内関係部局での、DV被害者等に関する情報管理の徹底	DV相談室
	20	広域的連携での、DV被害者等に関する情報共有・情報管理の徹底	DV相談室

基本目標4 被害者の自立支援

基本課題	具体的施策
1 生活の安定に向けた支援	福祉制度を利用した支援、情報提供 保険・医療・年金等に関する支援、情報提供 経済的支援等に関する情報提供 司法手続に関する情報提供、助言 住居確保に向けた支援
2 就労に向けた支援	就労に関する情報提供 同伴する子どものいるDV被害者への支援、 情報提供
3 心身の回復に向けた支援	相談事業や医療機関を活用した支援、情報提供
4 子どもへの支援	就学等に関する支援 子どもの心のケアに関する支援 子育て支援に関する情報提供の充実

基本課題1 生活の安定に向けた支援

DV被害者が安定した生活を取り戻すには、幅広く多様な中長期的支援が必要です。

生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法等の福祉制度を利用した支援・情報提供を行います。

転居して新たな生活を始めるDV被害者には、国民健康保険や各種医療助成、国民年金制度などの情報提供やその手続について、必要な対応を関係機関に周知するとともに、必要な場合は手続の同行支援を行います。その際には、ワンストップ支援ができるように努めます。

児童手当、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金や生活援護資金等の経済的支援等に関する情報提供を行います。

DV被害者自らの意思に沿った自立生活を送るために、離婚調停申立手続や各種法律相談窓口などの利用について情報提供や助言を行います。また、経済的に困難な状況にあるDV被害者へは、日本司法支援センター（法テラス）*の法律相談援助等の活用についての情報提供や助言を行います。

日本司法支援センター（法テラス）

総合法律支援法に基づき、国民向けの法的支援を行う中心的な機関として設立された公的な法人。相談窓口の案内などの情報提供や、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに無料法律相談や弁護士費用の立替えを行う民事法律扶助などを実施する。

DV被害者が安定した生活を送るために、安心して暮らせる住居を確保することが必要です。市営住宅については、所管課と連携し、入居条件等の情報提供を行い支援します。県営住宅などの公営住宅等についても情報提供を行います。DV被害者と同伴する子どもがいる場合は、被害者の意向を十分に配慮した上で、母子生活支援施設の情報提供や入所について支援を行います。

具体的施策	No.	内 容	所 管
福祉制度を利用した支援、情報提供	21	生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法等に基づいた支援、情報提供	DV相談室、生活援護課、子育て推進課、高齢介護課、障害福祉課
保険・医療・年金等に関する支援、情報提供	22	国民健康保険、医療助成制度、国民年金制度等の手続支援、情報提供	DV相談室、保険課、社会福祉課、市民課
経済的支援等に関する情報提供	23	児童手当、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金（貸付）、生活援護資金等の給付、貸付などの情報提供	DV相談室、子育て推進課、生活援護課
司法手続きに関する情報提供、助言	24	法律相談窓口の情報提供や、利用に関する助言	DV相談室
住居確保に向けた支援	25	公営住宅等の入居に関する情報提供等の支援	DV相談室、住宅課
	26	母子生活支援施設等の入所支援、情報提供	DV相談室、子育て推進課

基本課題2 就労に向けた支援

DV被害者が自立した生活を送るために、就労支援が必要です。

DV被害者の状況に応じて、ハローワークやマザーズハローワークとの連携を進め、就労に関する適切な情報提供を行い、必要に応じて同行支援を行います。また、職業訓練等の情報提供や助言を行います。

DV被害者と同伴する子どもがいる場合には、母子父子自立支援員と連携し、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の情報提供や支援を行います。また、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の対象になり得るため、母子父子自立支援員と連携し、制度の活用や情報提供を行います。

同伴する子どもがいるDV被害者は、就労や就職活動を行う場合に子どもを保育所に預ける必要があり、被害者も子どもも心的外傷を負っていることが多いため、関係機関と連携して、保育所の入所について支援や子育ての情報提供を行います。

具体的施策	No.	内 容	所 管
就労に関する情報提供	27	ハローワーク等について、情報提供や同行支援 職業訓練等の情報提供や助言	DV相談室
同伴する子どものいるDV被害者への支援、情報提供	28	母子父子自立支援員と連携した支援、情報提供	DV相談室、 子育て推進課
	29	保育に関する入所の支援、子育ての情報提供	

基本課題3 心身の回復に向けた支援

DV被害者が加害者から離れた後の、心身の回復に向けた支援として、芦屋市DV相談室ではDV専門のカウンセリングを行っていないため、男女共同参画センターの女性相談（心の悩み相談）や、兵庫県こころのケアセンター相談室等の情報提供や芦屋市医師会を通じた市内の医療機関との連携・協力を行い、心身の回復に向けた支援を行います。

具体的施策	No.	内 容	所 管
相談事業や医療機関を活用した支援、情報提供	30	兵庫県こころのケアセンター相談室等の情報提供	DV相談室
	31	市内の医療機関との連携・協力	

基本課題4 子どもへの支援

DV被害者の同伴する子どもについては、住民登録がなされていない場合であっても、居住して

いる市町村において、子どもの就学等が認められます。教育委員会、学校等と連携し、子どもへの支援に関する必要な情報提供を行います。また、情報提供については、DV被害者と同伴する子どもの安全確保を図るため、情報管理を徹底します。

子どもの前でDVを見せることは児童虐待に該当し、DV被害者の子どもは著しい心理的外傷を受けていることも考えられます。DVを見てきた子どものケアや親子関係のケアが必要と考えられるため、家庭児童相談室での相談や臨床心理士が相談に応じることの相談、こども家庭センター*等の関係機関と連携・協力して、子どもの心的外傷に関するケア、親子関係のケアなど必要なケアを行い、次世代を担う子どもたちが、心身ともに健全に育つために、状況に応じた適切な支援を行います。

また、学校生活において適切な配慮が受けられるよう、学校職員やスクールカウンセラー*等の教育関係者の連携を図り、支援・相談体制の充実や芦屋市カウンセリングセンターの情報提供を行います。

住民登録がなされていない場合であっても、居住している市町村において、乳幼児健康診査、予防接種等が受けられることや子育てに関する各種相談事業の実施などについての支援や情報提供を行います。

具体的な施策	No.	内 容	所 管
就学等に関する支援	32	就学等に関する支援、情報提供	DV相談室、子育て推進課、管理課、学校教育課
子どもの心のケアに関する支援	33	家庭児童相談室の相談や臨床心理士が相談に応じることの相談との連携による、子どもやその親の心のケア	子育て推進課、健康課
	34	こども家庭センターなどの広域関係機関との連携による専門的ケア	子育て推進課
	35	学校職員やスクールカウンセラー等が、学校内で子どもの心のケアや支援を行う相談体制を充実	管理課、学校教育課
子育て支援に関する情報提供の充実	36	乳幼児健康診査、予防接種等や相談事業の支援、情報提供	DV相談室、健康課

こども家庭センター

18歳未満の子どもに関わる様々な相談を受け、それぞれのお子さんに適した助言・指導・施設入所等の支援を行う機関

スクールカウンセラー

文部科学省の管轄で学校に配置され、児童・生徒に対する相談・助言、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家

数値目標

基本目標 1 啓発・教育の充実

No.	具体的施策	内容	項目	現 状	目 標	所 管
				(平成 28 年度)	(平成 34 年度)	
1-1	DV防止の啓発	芦屋市DV相談室の周知のため、広報誌やホームページ等に芦屋市DV相談室について掲載する。	芦屋市DV相談室の認知度	30.0% (市民意識調査)	50%以上 (平成33年市民意識調査)	男女共同参画推進課
1-1	DV防止の啓発	芦屋市DV相談室の周知のため、広報誌やホームページ等に芦屋市DV相談室について掲載する。	DV防止法の認知度	53.2% (市民意識調査)	65%以上 (平成33年市民意識調査)	男女共同参画推進課
1-3	DV防止の啓発	市民へDVについて知ってもらう機会やDV被害者から相談を受けた時の対応について、男女共同参画センターで講座を開催する。	データDVの認知度	17.9% (市民意識調査)	30%以上 (平成33年市民意識調査)	男女共同参画推進課
1-3	DV防止の啓発	市民へDVについて知ってもらう機会やDV被害者から相談を受けた時の対応について、男女共同参画センターで講座を開催する。	DV防止講座開催回数	—	年1回	男女共同参画推進課

2-4	DVについての啓発	窓口などでDV被害者を発見できるように、DVについての研修を行う。	市職員へのDVについての研修回数	年1回	年1回以上	男女共同参画推進課 人事課
2-5	DVについての啓発	庁内システム（グループウェア）を活用し、DVについての啓発を行う。	庁内システム（グループウェア）を活用した啓発回数	—	年1回以上	男女共同参画推進課
3-8	次世代にDVを残さない啓発・教育の実施	DV被害者支援を行っている団体などに依頼し、学校等でデータDVについて予防啓発講座を行う。	データDVに関する予防啓発・講座の開催回数	—	年1回以上	男女共同参画推進課 学校教育課

基本目標2 相談体制の充実

No.	具体的な施策	内容	項目	現 状	目 標	所 管
				(平成28年度)	(平成34年度)	
1-11	婦人相談員等の資質向上	スーパービジョンの実施	スーパービジョンの実施回数	年1回	年1回以上	DV相談室

資料編

1. 「第2次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画」の策定経過

本計画の策定に当たっては、市民・学識関係者・関係団体等の代表者等で構成される「芦屋市男女共同参画推進審議会」及び「芦屋市女性活躍推進会議」、市長を本部長とする「芦屋市男女共同参画推進本部」等において、本計画の基本的な考え方や施策の検討を行いました。

また、市民と職員を対象とした意識調査の実施や、ワークショップ及びパブリックコメントを通じた意見募集・集約を行いました。

年度	月	市民参画手順	会議	審議会	幹事会	本部会	PT	備考
28	4	現況把握	会議：女性活躍推進会議 審議会：男女共同参画推進審議会 幹事会：男女共同参画推進本部幹事会 本部会：男女共同参画推進本部 PT：プロジェクトチーム会議 市民意識調査：男女共同参画に関する市民意識調査 職員意識調査：男女共同参画に関する職員意識調査					
	5							
	6							
	7			第1回 (7/4)	第1回 (7/12)	第1回 (7/19)		
	8	市民・職員意識調査 (8/18～8/31)						
	9							
	10			第2・3回 (10/6・31)	第2回 (10/13)	第2回 (10/17)		
	11				第3回 (11/7)	第3回 (11/11)		
	12			第4回 (12/22)				
	1				第4回 (1/12)	第4回 (1/23)		
	2							
	3		第1回 (3/22)					
	4						①～③	
29	5	骨子案・素案作成					④～⑧	
	6						⑨	
	7		ワークショップ開催(内容) ①7/1(女性活躍) ②7/4(男女共同参画) ③7/11(DV)	第1回 (7/19)	第1回 (7/20)	第1回 (7/28)	第1回 (8/7)	・委嘱式 ・進行管理調査、意識調査、ワークシヨップの報告・骨子案の検討
	8							
	9							
	10			第2回 (10/4)	第2回 (10/11)	第2回 (10/20)	第2回 (10/30)	・素案の検討、承認
	11	原案作成	12/6所管事務調査 (計画原案及びパブリックコメントの募集)		第3回 (11/21)			・原案の説明
	12							
	1		パブリックコメント募集期間 (12/17～1/26)					
	2	案作成	3/●所管事務調査 (パブリックコメントの結果と計画を報告)	第3回 (2/1)	第4回 (2/●)	第3回 (2/●)	第3回 (2/●)	・案の確認
	3							

2. 芦屋市男女共同参画推進審議会委員名簿

平成30年3月現在

	氏 名	所 属 等
学識 経験者	高田 昌代	神戸市看護大学教授
	武本 夕香子	弁護士
	○ 中里 英樹	甲南大学文学部教授
	宮本 由紀子	医師
	◎ 柳屋 孝安	関西学院大学法学部教授
委員 市民	奥田 兼三	公募市民委員
団体 代表	寺田 彩喜子	芦屋地方労働組合協議会
	中山 克彦	芦屋市商工会
	藤井 順子	芦屋市自治会連合会
	村上 由起	芦屋市男女共同参画団体協議会

◎会長 ○副会長

3. 芦屋市男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現を目指す施策を総合的に推進するために、芦屋市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する施策の計画及び総合的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画推進のための重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

（平17.4.1・平19.4.1・一部改正）

(会議)

第4条 推進本部は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、推進本部を代表し、会議を総理する。
- 3 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部には、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、市民生活部長をもって充て、副委員長及び委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、幹事を代表し、会議を総理する。
- 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

（平18.4.1・全改、平19.4.1・一部改正）

(専門部会)

第6条 幹事会には、必要に応じて、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の委員は、市民生活部長が指名する。
- 3 会議の議長及び副議長は、委員の互選とする。

（平19.4.1・一部改正）

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、男女共同参画推進を担当する課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年9月1日から施行する。 以下、省略

4. 芦屋市男女共同参画推進本部員名簿

平成30年3月現在

職務	氏名	役職名
本部長	山中 健	市長
副本部長	佐藤 徳治	副市長
本部員	福岡 憲助	教育長
	宇野 文章	技監
	稗田 康晴	企画部長
	山口 謙次	総務部長
	脇本 篤	総務部参事（財務担当部長）
	北川 加津美	市民生活部長
	寺本 慎児	福祉部長
	三井 幸裕	こども・健康部長
	辻 正彦	都市建設部長
	山城 勝	都市建設部参事（都市計画・開発事業担当部長）
	青田 悟朗	会計管理者
	古田 晴人	上下水道部長
	阪元 靖司	市立芦屋病院事務局長
	吉岡 幸弘	消防本部消防長
	岸田 太	教育委員会管理部長
	北尾 文孝	教育委員会学校教育部長
	川原 智夏	教育委員会社会教育部長

事務局	福島 貴美	市民生活部男女共同参画推進課長
	前川 陽之	市民生活部男女共同参画推進課係長
	西川 知里	市民生活部男女共同参画推進課課員
	林 侑司	市民生活部男女共同参画推進課課員

5. 芦屋市男女共同参画推進本部幹事会委員名簿

平成30年3月現在

職務	氏名	役職名
委員長	北川 加津美	市民生活部長
副委員長	福島 貴美	市民生活部男女共同参画推進課長
委 員	鈴木 和美	企画部広報国際交流課長
	吉田 真理子	総務部文書法制課長
	安達 昌宏	総務部人事課長
	田中 尚美	市民生活部人権推進課長
	長岡 一美	市民生活部主幹（女性活躍推進担当課長）
	船曳 純子	市民生活部地域経済振興課長
	永瀬 俊哉	市民生活部上宮川文化センター長
	米村 昌純	市民生活部環境課長
	小川 智瑞子	福祉部社会福祉課長
	細井 洋海	福祉部地域福祉課長
	本間 慶一	福祉部障害福祉課長
	篠原 隆志	福祉部高齢介護課長
	伊藤 浩一	こども・健康部子育て推進課長
	廣瀬 香	こども・健康部主幹（こども担当課長）
	和泉 みどり	こども・健康部主幹（新制度推進担当課長）
	近田 真	こども・健康部健康課長
	石濱 晃生	都市建設部防災安全課長
	小島 亮一	消防本部総務課長
	山川 範	教育委員会管理部管理課長
	荒谷 芳生	教育委員会学校教育部学校教育課長
	茶嶋 奈美	教育委員会社会教育部生涯学習課長

事務局	前川 陽之	市民生活部男女共同参画推進課係長
	西川 知里	市民生活部男女共同参画推進課課員
	林 侑司	市民生活部男女共同参画推進課課員

6. 芦屋市男女共同参画推進条例

平成21年3月27日
条例第10号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限（第7条・第8条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第9条—第16条）

第4章 雜則（第17条）

附則

わたしたちの誰もが、学び、知っている「日本国憲法」には、すべての人は、個人として尊重され、その尊厳と基本的人権において平等である、とうたわれています。

これと同じ理想を掲げて、いま、その推進が国際的に展開されている「男女共同参画社会」の実現に、わたしたちのまち、芦屋市も、国や兵庫県とともに取り組んでいます。

誰もが、性別にかかわりなく社会の対等な構成員として、その個性と能力を発揮し、家庭、職場、学校、地域その他あらゆる分野に参画できるとともに均等に責任を担い、しあわせを分かち合う、この「男女共同参画社会」を実現することは、わたしたち芦屋市民の願いです。

阪神・淡路大震災において、わたしたちは、老若男女関係なく、お互いが助け合い、支えあうことのすばらしさを体験しました。このあらゆる市民の参画と協働が、地域の社会・文化づくりに大きな力となったことから、今後、男女共同参画の一層の推進が必要であることを知り、それが、これからひらの社会やまちの様々な問題解決への道を拓くことを学びました。

わたしたちは、市、市民及び事業者等の協働の下、市民の一人一人が活き活きとゆたかに生活できる未来のあるまちとして、国際文化住宅都市芦屋に、「男女共同参画社会」の実現を決意し、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべきことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人をいう。

(4) 事業者等 市内において営利、非営利を問わず、事業又は活動を行う個人、法人その他の団体をいう。

(5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある者（過去に配偶者であった者その他親密な関係にあった者を含む。）から受ける身体的、精神的、経済的、社会的又は性的な暴力をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づき、推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的又は間接的であるかを問わず、性別による差別の取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨とすること。

(2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣習によってその活動が制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができるよう配慮すること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、様々な政策又は方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会生活における活動を両立して行うことができるようすること。

(5) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的な理解と協調の下に行われること。

(6) 男女が、互いの性を尊重するとともに、その身体に

についての理解を深め、生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるように配慮すること。

(市の責務)

- 第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める男女共同参画の推進のための basic理念 (以下「基本理念」という。) にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策 (積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。) を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 2 市は、市民及び事業者等 (以下「市民等」という。) が行う男女共同参画の推進のための活動を支援するとともに、国、県及び他の地方公共団体と連携及び協力を図り、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 3 市は、男女共同参画推進施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

- 第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業又は活動において男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限
(性別による差別的取扱い等の禁止)

- 第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 性別による差別的取扱い
 - (2) セクシュアル・ハラスメント
 - (3) ドメスティック・バイオレンス
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、性別による人権侵害
(公衆に表示する情報に関する留意)

- 第8条 何人も、広報、広告その他公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等
(男女共同参画行動計画)

- 第9条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画行動計画 (以下「行動計画」という。) を策定する。

- 2 行動計画は、次に掲げる事項について定める。
- (1) 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画推進施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、行動計画を策定するに当たっては、芦屋市附属機関の設置に関する条例 (平成18年芦屋市条例第5号) 第2条に規定する芦屋市男女共同参画推進審議会に諮るものとする。

- 4 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表する。
- 5 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。
(実施状況の年次報告)

- 第10条 市長は、毎年、行動計画に基づく施策の実施状況をとりまとめた年次報告を作成し、公表する。
(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第11条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(調査研究)

- 第12条 市は、男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な調査研究を行うものとする。
(推進体制)

- 第13条 市長は、男女共同参画推進施策を円滑かつ総合的に企画し、調整し、及び実施するため、必要な体制の整備を図るものとする。

(総合的な拠点施設の整備)

- 第14条 市は、男女共同参画推進施策を実施し、市民等による男女共同参画の取組を支援するため、総合的な拠点施設を整備するものとする。
(男女共同参画の視点に立つ教育の推進)

- 第15条 市は、学校、家庭、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するための教育及び学習の充実に必要な措置を講ずるものとする。
(苦情等の申出の処理)

- 第16条 市民等は、市長に対し、市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情及び提案 (以下「苦情等」という。) を申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出があった場合において、必要と認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、苦情等への対応に当たり、必要と認めるときは、芦屋市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができる。

第4章 雜則

(補則)

- 第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
以下、省略

7. 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日

法律第 78 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における

活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにはかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようになりますことを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにはかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社

会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別の取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下

に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であつてはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。
(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

以下、省略

8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年四月十三日法律第三十一号

改正：平成十六年六月二日法律第六十四号

改正：平成十九年七月十一日法律第百十三号

最終改正：平成二十六年法律第二十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第 三条一第五条）

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雜則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準する心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力

等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安

全の確保及び一時保護を行うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
(婦人相談員による相談等)
- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
(婦人保護施設における保護)
- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。
- ## 第三章 被害者の保護
- （配偶者からの暴力の発見者による通報等）
- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げりいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要が

あると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受けける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に

おける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかに

その旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申

立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者 又は配偶者であつた者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であつた者

第十条第一項から第十四項まで、第十五条第二項第二号、第十六条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第十四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万元以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

9. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）

平成 25 年 12 月 26 日内閣府、国家公安委員会、

法務省、厚生労働省告示第 1 号

※平成 26 年 10 月 1 日一部改正

第1 配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成 13 年 4 月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成 16 年 5 月、平成 19 年 7 月の法改正を経て、平成 25 年 6 月に生活の本拠と共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とする法改正が行われ、平成 26 年 1 月 3 日に施行された。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

（1）基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠と共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

（2）都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策を取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

（1）通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

（2）通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

（1）配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談

を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害人に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害人が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を探ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害人を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や

同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が

知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができる等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対

しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力をして取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

10. 用語説明（五十音順）

用語	解説
こども家庭センター	18歳未満の子どもに関わる様々な相談を受け、それぞれのお子さんに適した助言・指導・施設入所等の支援を行う機関
スクールカウンセラー	文部科学省の管轄で学校に配置され、児童・生徒に対する相談・助言、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家
スーパービジョン	カウンセラーなどの資質の向上のために熟練した指導者（スーパーバイザー）が示唆や助言を与えながら行う教育のこと
性別による固定的な役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと
二次被害	DV被害者が、家族や友人、相談先の相談窓口、福祉窓口、調停委員、裁判所、警察等の援助機関で、援助者の固定的な性別役割分担意識や、DVへの知識不足による無理解で配慮に欠けた言動を受け、更に傷ついてしまうこと
日本司法支援センター（法テラス）	総合法律支援法に基づき、国民向けの法的支援を行う中心的な機関として設立された公的な法人。相談窓口の案内などの情報提供や、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに無料法律相談や弁護士費用の立替えを行う民事法律扶助などを実施する。
配偶者暴力相談支援センター	DV被害者支援の中心的な役割を果たす機関。相談や相談機関の紹介、保護命令制度の利用など情報提供等を行う。DV防止法により、都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設がその機能を果たしている。また、市町村は適切な施設において、支援センターの機能を果たすよう努めるものとされている。
婦人相談員	売春防止法第34条に基づき、都道府県知事又は市長の委嘱を受け、保護を必要とする女子等の発見・相談・必要な指導を行う。DV防止法により、配偶者からの暴力の被害者の相談に応じ、必要な助言・指導を行うことができるとされている。
保護命令	配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫によってその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きい場合に、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者（事実婚の者及び元配偶者を含む。）に対し、被害者への接近等の禁止や被害者と共に生活する住居からの退去等を命令する制度。命令には、「接近禁止命令」「退去命令」「電話等禁止命令」がある。
母子父子自立支援員	母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定により、福祉事務所において母子家庭・寡婦及び父子家庭の生活上の悩みや貸付金などの相談に応じ、自立に必要な指導にあたる。
民間シェルター	民間団体が運営するDV被害者が緊急一時的に避難できる施設のこと
民間支援団体	DV被害者等の支援をする民間団体のこと

11. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する年表

※平成3（1991）年以降

平成(西暦)	芦屋市	兵庫県	日本	世界(国連等)
平成3年 (1991年)	・市長室に「女性対策担当」設置（4月） ・市政モニター「アスパップレディ」発足（11月）	・婦人・生活課を女性・生活課に、名称変更し、女性政策室を設置	・「育児休業法」の公布	
平成4年 (1992年)	・「女性に関する諸問題についての市民意識調査」実施（5～6月） ・「芦屋市女性施策推進懇話会」設置（6月） ・芦屋市女性施策推進会議設置（6月）	・県立女性センター開設		
平成5年 (1993年)	・市長室女性施策担当（組織改正）（4月） ・懇話会から提言「男女共同参画型社会の実現を目指して」提出（6月）		・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（以下「パートタイム労働法」という。）の公布	
平成6年 (1994年)	・芦屋市女性センター設置（8月） ・女性の諸問題に関する相談事業開始（9月）		・男女共同参画室・男女共同参画審議会（政令）・男女共同参画推進本部設置	・国際人口開発会議（カイロ）行動計画採択
平成7年 (1995年)			・「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）	・第4回世界女性会議一平等、開発、平和のための行動（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択
平成8年 (1996年)	・企画財政部女性施策担当（組織改正）（4月）	・「新ひょうごの女性しあわせプラン後期実施計画」策定 ・女性政策室を男女共生推進室に改組	・男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	
平成9年 (1997年)	・「芦屋市男女共同参画推進本部」設置（9月） ・「芦屋市男女共同参画推進委員会」設置（12月）		・男女共同参画審議会設置 ・「介護保険法」公布	
平成10年 (1998年)	・「芦屋市男女共同参画行動計画 ウィザス・プラン」策定（6月）			
平成11年 (1999年)			・「男女共同参画社会基本法」公布、施行	
平成12年 (2000年)	・総務部女性施策担当（組織改正）（4月） ・DV専門相談開始（4月）	・男女共生推進室を男女共同参画推進室に名称変更	・「男女共同参画基本計画」閣議決定	・国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク）
平成13年 (2001年)		・「兵庫県男女共同参画計画 -ひょうご男女共同参画プラン21-」策定	・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）施行	
平成14年 (2002年)	・「芦屋市男女共同参画に関する市民意識調査」実施（1～2月） ・市政モニター「アスパップレディ」終了（3月）	・「男女共同参画社会づくり条例」制定、施行 ・県立女性センターを県立男女共同参画センターに名称変更 ・男女共同参画推進室を課長（男女共同参画・ボランタリー担当）に改組		
平成15年 (2003年)	・「第2次芦屋市男女共同参画行動計画 ウィザス・プラン」策定（3月） ・担当名を「男女共同参画推進担当」に変更（4月）	・課長（男女共同参画・ボランタリー担当）を男女共同参画課に名称変更 ・「男女共同参画兵庫県率先行動計画-ひょうごアクション8-」策定	・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部閣議決定 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	
平成16年 (2004年)	・総務部市民参画課に組織替え（4月）	・男女共同参画課を男女家庭課に名称変更	・「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	
平成17年 (2005年)			・「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・国連「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク）
平成18年 (2006年)		・「ひょうご子ども未来プラン」策定 ・「兵庫県男女共同参画計画-ひょうご男女共同参画プラン21-後期実施計画」策定	・「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	

平成(西暦)	芦屋市	兵庫県	日本	世界(国連等)
		<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」策定 ・県立男女共同参画センターに「ひょうご女性チャレンジひろば」を開設 ・「仕事との生活の調和と子育て支援に関する三者合意」締結 	ン」改定	
平成 19 年 (2007 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設名を「芦屋市男女共同参画センター」に名称変更し、市民公募により愛称「ウィザスあしや」を決定(1月) ・市民生活部に組織替え(4月) ・男女共同参画に関する市民意識調査(5~6月)・職員意識調査(7月)を実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「パートタイム労働法」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	
平成 20 年 (2008 年)	・「第2次芦屋市男女共同参画行動計画(後期計画) ウィザス・プラン」策定(2月)	<ul style="list-style-type: none"> ・男女家庭課を男女青少年課男女家庭室に改組 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部策定 	
平成 21 年 (2009 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市男女共同参画推進条例制定(3月), 施行(4月) ・芦屋市男女共同参画推進審議会設置(4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次男女共同参画兵庫県率先行動計画-ひょうごアクション8-」策定 ・「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」策定 ・ひょうご仕事と生活センター開設 ・男女青少年課男女家庭室を青少年課男女家庭室に名称変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正 	
平成 22 年 (2010 年)	・芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画原案策定委員会設置(6月)	・「新ひょうご子ども未来プラン」策定	<ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 	・国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)
平成 23 年 (2011 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画(芦屋市DV対策基本計画)策定(3月) ・男女共同参画に関する市民意識調査・職員意識調査を実施(10~11月) 	・「兵庫県男女共同参画計画-新ひょうご男女共同参画プラン21-」策定		・UN Women」(ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関)正式発足
平成 24 年 (2012 年)	・芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例制定(12月)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4次男女共同参画兵庫県率先行動計画-ひょうごアクション8-」策定 ・男女家庭室から男女家庭課に名称変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定 	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択
平成 25 年 (2013 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次芦屋市男女共同参画行動計画 ウィザス・プラン」策定(3月) ・芦屋市男女共同参画センター公光町に移転, 芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行(4月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(平成26年1月施行) ・「日本再興戦略」(閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられる 	
平成 26 年 (2014 年)		・「兵庫県DV防止・被害者保護計画」策定	<ul style="list-style-type: none"> ・「パートタイム労働法」改正 ・「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)に「『女性が輝く社会』の実現が掲げられる 	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択
平成 27 年 (2015 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「第5次男女共同参画兵庫県率先行動計画-ひょうごアクション8-」策定 ・「ひょうご子ども・子育て未来プラン」策定 ・「兵庫県地域創生戦略」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定 	・国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) 第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 UN Women日本事務所開設「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択 (目標5: ジェンダー平等を達成し,すべての女性及び女児の能力強化を行う)
平成 28 年 (2016 年)		・「ひょうご男女いきいきプラン2020」策定	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行 ・「女性活躍加速のための重点方針2016」策定 	

平成(西暦)	芦屋市	兵庫県	日本	世界(国連等)
			<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 ・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 	
平成 29年 (2017年)	・「第3次芦屋市男女共同参画行動計画 ウィザス・プラン一部改正版(女性活躍推進計画)」策定(3月)		・「女性活躍加速のための重点方針 2017」策定	

第2次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画
(第2次芦屋市DV対策基本計画)

発行日 平成30(2018)年3月
発 行 芦屋市 市民生活部 男女共同参画推進課
〒659-0065
兵庫県芦屋市公光町5番8号公光分庁舎
TEL 0797-38-2518